

こくみん共済契約団体扱いの変更について

国労組合員が、こくみん共済に団体扱いで契約している場合は退職時及びエルダ―社員退職時（65歳になった方）に契約変更の手続きが必要になります。

【理 由】

- （１） 今まで、JR 会社から保険料を賃金控除（24控除適用）扱いされていた方は何れかの退職時に会社からの保険料の控除は出来なくなります。
- （２） 退職者でこくみん共済契約者は控除が終了した後の手続きをしていない場合は、鉄関労共催部（鉄道退職者の会共済事務依頼）が立て替え払いを行うので、鉄関労へ掛金の振り込みをしなければなりません。
- * 退職終了月の控除は翌月分です（前払いのため）。

【手続き方法について】

- （１） 契約者は、退職（会社からの控除が終了する）の2ヶ月以上前に国労または鉄関労に退職（退職後は継続及び団体扱いか居住者扱い）の連絡をしてください。
- （２） 鉄関労はこくみん共済本部に退職後の変更手続きの連絡を行います。
- （３） こくみん共済の東京推進本部から契約者に、退職後の変更手続きの書類が送付されます。契約者は必要事項を記入してこくみん共済へ返送してください（控除手続き完了までの保険料は一括して控除されます）。
- （４） 団体扱いを継続する場合は鉄道退職者会への加入手続きが別途必要です。また、こくみん共済からの書類に**必ず鉄道退職者会加入**を記入してください。

【特記事項】

- （１） 国労の団体から外れる場合
鉄道退職者会に加入するには、年会費2,000円の納入が必要です。
マイカー共済、生命共済を除いては（火災共済・交通災害共済）居住者域扱い（団体扱いから外れる）になっても契約内容・掛金等は変わりません。
マイカー共済は団体から外れると契約更新時に割引率（鉄関労は昨年11月から今年10月までは25%）、団体生命共済は更新時（毎年7月から6月末）までは継続できますがその後は加入できません。
- * マイカー共済の割引率は毎年11月から変わります。

以 上